

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 本 澤 陽 一

個人情報に関する重要事項について（答申）

平成30年7月25日付け30千総政第209号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

下記事項に係る千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）の一部改正について

- （1）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の一部改正（平成29年5月30日施行）の趣旨を踏まえた要配慮個人情報の定義等に係る規定の改正
- （2）電子計算機処理の制限に係る規定の改正

2 諮問に対する意見

（1）要配慮個人情報の定義等に係る規定の改正

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 条例において要配慮個人情報を定義するとともに、個人情報取扱事務の目録に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表することが適当である。○ 要配慮個人情報とする対象については、市が独自に規定すべきものがあるかについても、社会情勢を踏まえつつ検討していくことが必要である。 |
|--|

（説明）

ア 改正後の行個法では、要配慮個人情報が定義され、個人情報ファイル簿により、国の行政機関における要配慮個人情報の保有状況が国民に公表されることとなった。

本市においても、国と同様に、取扱いに配慮をすべき個人情報を条例で明らかにした上で、そのような個人情報が市のいかなる事務において使用されているかを公表することにより、市の個人情報の取扱いに対する市民の安心や信頼の確保を図る必要がある。

イ なお、要配慮個人情報とする対象については、行個法等で定められたものに限らず、市が、独自に規定すべきものがあるかについて、社会情勢を踏まえつつ検討していくことが必要である。

(2) 電子計算機処理の制限に係る規定の改正

- 条例第10条第2項の規定を改め、電子計算機処理に係る個人情報を国等に提供しようとする際の本審議会への諮問を不要とし、当該提供を行った後に、本審議会に報告するものとするのが適当である。
- 条例第10条第3項の規定を改め、個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合（以下「オンライン結合」という。）を開始しようとする場合であって、以下のいずれかに該当するときは、本審議会への諮問を不要とし、オンライン結合を開始した後に、本審議会に報告するものとするのが適当である。
 - ・ 法令等に基づく結合であるとき。
 - ・ 他の実施機関又は国等との結合であるとき。ただし、国等とのオンライン結合を開始しようとする場合にあっては、オンライン結合の必要性や安全性を慎重に検討すべきである。

(説明)

ア 電子計算機処理に係る個人情報の提供の制限（条例第10条第2項関係）

- (ア) 条例第10条第2項は、条例第8条第1項第5号の規定により国等に目的外で提供をしようとする個人情報が「電子計算機処理」に係るものであるときは、あらかじめ審議会に諮問しなければならない旨を定めている。
- (イ) しかし、国等に提供される個人情報は、法令等に基づくなどの公共性の高い事務に利用されるものであり、また、国等に目的外で個人情報を提供できる場合も「事務の遂行に必要不可欠」などと厳しく制限されている。
- (ウ) また、国等において個人情報を保護する一般的な法律がなかった平成7年の条例制定当時と異なり、平成15年の行個法等の制定により国等における個人情報保護制度が創設され、その後さらに10年以上が経過して、現在では制度が十分に定着し、国等に提供する個人情報が電子計算機処理に係るものであることをもって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとはいえなくなったといえる。
- (エ) さらに、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められている中で、審議会へ諮問しなければ一切電子計算機処理に係る個人情報を提供できないとなると、法令等に基づくなどの公共性の高い国等の所掌事務の迅速性・機動性が損なわれ、公益が害されるおそれもある。
- (オ) 以上のことから、条例第10条第2項の規定を改め、審議会への諮問を不要とする一方で、審議会が電子計算機処理に係る個人情報の国等への提供の状況を把握する必要性も認められることから、審議会に対しては事後に報告するものとするのが適当である。

イ 通信回線による電子計算機の結合の制限（条例第10条第3項関係）

- (ア) 条例第10条第3項は、オンライン結合を行うときは、事前に審議会に諮問するものとしている。
- (イ) しかし、法令等に基づいて結合する場合は、オンライン結合の必要性や安全性について検

討がなされた上で立法化されているものであり、オンライン結合の可否について審議会に事前に意見を聴くことの意義は乏しいといえる。

(ウ) また、他の実施機関と結合する場合は、市内部における結合であるし、国等と結合する場合は、法令等に基づくなどの公共性の高い事務事業を行う団体との結合であるから、通信回線を経由した不当な利用、改ざんがなされるおそれはないといえる。したがって、これらの場合についても、オンライン結合の可否について審議会に事前に意見を聴くことの意義は乏しいといえる。

(エ) さらに、条例制定当時と異なり、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められており、平成29年5月19日付け総行情第33号においても、「オンライン結合制限については、行個法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」とされている。

(オ) 以上のことから、以下のいずれかに該当するときには、審議会への事前の諮問は不要とする一方で、これらの場合についても、オンライン結合の状況について審議会が把握し、必要に応じて運用について意見を述べることの必要性も認められることから、審議会に対しては事後に報告することが適当である。

a 法令等に基づく結合であるとき。

b 他の実施機関又は国等との結合であるとき。

(カ) ただし、国等に該当するものには、その規模、設立の趣旨、目的等において様々な団体があることから、国等とのオンライン結合を開始しようとする場合にあっては、オンライン結合の必要性や安全性の観点から、慎重な検討を行った上で判断すべきである。